

受信端末の機能及び配信能力に関する ガイドラインの一部改正について

気象庁
総務部情報利用推進課
地震火山部

1. 審査基準において、「特定向け予報」と「一般向け予報」を区別して許可等の条件を付したことに伴い、ガイドラインでも緊急地震速報(業)※の利用を区別して記述
2. PLUM法を用いた予報を利用する際の推奨・留意事項を追加
3. 聴覚障がい者に配慮した「非音声による通知機能」は、これまで例示のみしていたが、推奨事項に変更

※緊急地震速報(業)・・・許可事業者が提供する緊急地震速報

(主な改正点1) 「特定向け予報」と「一般向け予報」の利用の区別

1. 特定向け予報と一般向け予報の定義

- 特定向け予報・・・許可事業者と利用者が契約等の関係を結び、
その契約した利用者に限って提供する予報
- 一般向け予報・・・特定向け予報以外の予報

2. 特定向け予報のみに許可される予報

- 従来法又はPLUM法に基づき震度の予想を行う場合において、気象庁が同じ手法を用いる際に1つの観測点の観測データのみに基づいて発表した緊急地震速報(予報)・リアルタイム震度電文を用いた予報に基づく予報
- 気象庁が提供する以外の予報資料に基づく予報

3. 端末を使った緊急地震速報(業)の利用方法

- 不特定多数の人々が集まる集客施設における館内放送は一般向け予報にあたる
- 利用方法ごとに、一般向け予報と特定向け予報のどちらを利用できるか

(主な改正点2) PLUM法の予報を利用する場合の推奨・留意事項

1. 震度の予想手法

- 従来法・・・震源の位置と規模(マグニチュード)から震度と到達予想時刻を予想する従来からの手法
- PLUM法・・・時間的に変化する地震動の強さから、直接周辺の震度を予想する新たな手法

2. PLUM法に用いる予報資料(時間的に変化する地震動の強さ)

- 気象庁が提供する予報資料
- 気象庁が提供する以外の予報資料

3. 深発地震についての利用

- 従来法に基づく場合の利用は非推奨であっても、PLUM法に基づく場合は制御・放送・報知することを推奨

4. 端末の震度予想機能

- 震度の予想の方法として、従来法とPLUM法の両方の機能を有することを推奨

5. 気象庁が提供する以外の予報資料の基礎となる観測機器
 - 時計の日本標準時に対する誤差が±1秒以内になるよう対策をとっていることを推奨
6. 猶予時間の報知
 - PLUM法に基づく場合は、具体的な猶予時間は算出できないため、「まもなく到達」等の表現を用いることを推奨
7. 仮定震源要素の場合の予報
 - 仮定震源要素の場合は、従来法で予想した震度を報知させない。
8. 地震動予報の機能の説明
 - 気象庁における観測点の運用管理のため、PLUM法に基づく震度の予想に必要な観測点に関する予報資料が予告なく提供されないことがあることの説明
 - 気象庁が提供する以外の予報資料の運用管理についての説明

(主な改正点3) 「非音声による通知機能」を推奨

1. 端末に備わる機能

外部出力機能を用いるなどして、耳の不自由な方への警告灯やフラッシュライト等による提供ができることを推奨

ガイドラインの公表 : 平成30年6月下旬